

令和6年第10回教育委員会定例会議事録

令和6年10月15日

東久留米市教育委員会

令和6年第10回教育委員会定例会

令和6年10月15日（火）午前9時30分開会

市役所7階 701会議室

議 題

第1 議案第21号 東久留米市指定文化財の指定について（諮問）

第2 議案第22号 東久留米市立生涯学習センター
指定管理者の指定の依頼について

第3 教育長報告

- ①令和6年第3回市議会定例会について
- ②令和6年度前期（4月～9月）の教育長の休暇等の取得について
- ③「東久留米市第3次特別支援教育推進計画」（素案）について
- ④令和7年度使用特別支援学級用教科用図書について
- ⑤図書館システム更新における臨時休館日の設定について

第4 教育委員報告

- ①小学校の運動会について
- ②東京都市町村教育委員会連合会令和6年度第1回研修会について

出席者（5）人

教 育 長	片 柳 博 文
委 員	宮 下 英 雄
（教育長職務代理者）	
委 員	馬 場 そわか
委 員	植 村 芳 美
委 員	橋 本 脩

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	小 堀 高 広
指 導 室 長	小 瀬 ますみ
教 育 総 務 課 長	田 中 徳 彦
学 務 課 長	田 口 純 也
生 涯 学 習 課 長	桜 井 昌 紀
図 書 館 長	島 崎 律 照
主幹・統括指導主事	森 山 健 史

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長 野 村 賢太郎

傍聴者 1人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前9時30分)

○片柳教育長 これより令和6年第10回教育委員会定例会を開会します。

本日は委員全員出席ですので、会議は成立しています。

◎議事録署名委員の氏名

○片柳教育長 議事録の署名に入ります。本日の議事録の署名は、宮下委員にお願いします。

○宮下教育委員 はい。

◎傍聴の許可

○片柳教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。

○野村庶務係長 いらっしゃいます。

○片柳教育長 お入りいただきます。

(傍聴者入室)

傍聴の方にお知らせします。資料につきましては、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

◎議事録の承認

○片柳教育長 議事録の承認に入ります。9月13日に開催しました第9回定例会議事録についてご確認いただきました。ご確認後、特に訂正のご連絡はいただいていませんでしたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、当該議事録は承認されました。

◎議案第21号、上程、説明、質疑、討論、採決

○片柳教育長 日程第1、「議案第21号 東久留米市指定文化財の指定について(諮問)」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○小堀教育部長 議案第21号は、「東久留米市指定文化財の指定について(諮問)」です。提案理由は、市内にある重要な文化財の保護と活用に資するため、東久留米市指定文化財の指定について、東久留米市文化財保護審議会に諮問する必要があるためです。

続けて生涯学習課長より補足の説明があります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○桜井生涯学習課長 議案第21号について補足説明します。東久留米市指定文化財の指定につきましては、東久留米市文化財保護条例第39条で、教育委員会は、市指定文化財の指定については「あらかじめ、文化財保護審議会に諮問しなければならない。」と定められています。

このたび審議会で諮問したい文化財は1件です。資料の2ページ目をご覧ください。

名称は、北原俊幸コレクション「昆虫標本」です。

種別は、天然記念物であり、東久留米市文化財(指定基準 第8(1)エに該当する特に貴重な動物の標本となります。

所在地は、東久留米市滝山四丁目3番14号、東久留米市郷土資料室内であり、所有者は東久留米市教育委員会です。

資料の３ページ目には、標本の写真を掲載しています。このような標本が６２５箱、４万６、０００個体、３、１７０種あります。

これらは北原俊幸氏が１９５３年～２０１９年の期間に採集した昆虫標本で、過去３回にわたり、北原氏より市教育委員会に寄贈されたものです。

特徴としましては、標本のおよそ半分は多摩地域に生息していた昆虫で構成されており、その７０％程度は市内ではもう生息していません。そのため、その時代に多摩地域で生息していた昆虫相を体系的に記録したものであると同時に、近年の環境破壊、地球温暖化、また外来生物の影響など、昆虫を取り巻く自然環境の様々な変化を知ることのできる記録となっています。

また、多摩地域以外で採集された昆虫標本も、多摩地域の特徴を研究するための比較資料として重要なものであることから、文化財としての価値が高いものだと考えられます。

資料の４ページ、５ページでは、これまで昆虫標本を活用した展示会等の実績を掲載していますが、相当数の活用実績もあります。さらに、昆虫標本を指定文化財とした事例が全国でもほとんどなく、全国的にも先進的であり、貴重なものであることから指定候補としました。

本日の議案が承認された際のスケジュールですが、本年１１月１日に文化財保護審議会において審議し、特に問題がなければ審議会から来年の５月の審議会の際に答申をいただく予定となっています。その後、改めまして教育委員会に指定文化財の指定についてお諮りする予定です。

○片柳教育長 説明が終わりました。質問はありますか。——よろしいでしょうか。

よろしければ質疑を終わります。

これより議案第２１号の討論に入ります。いかがですか。討論につきまして、特によろしいでしょうか。

では、討論省略と認めます。

以上で、議案第２１号に係る討論を終わります。

これより採決に入ります。「議案第２１号 東久留米市指定文化財の指定について（諮問）」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手です。よって、議案第２１号は承認することに決しました。

◎議案第２２号、上程、説明、質疑、討論、採決

○片柳教育長 日程第２、「議案第２２号 東久留米市立生涯学習センター指定管理者の指定の依頼について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○小堀教育部長 議案第２２号は、「東久留米市立生涯学習センター指定管理者の指定の依頼について」です。提案理由は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、指定管理者を指定するにあたり、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、市長に議案の提出を依頼する必要があるためです。

続けて、生涯学習課長より補足の説明があります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○桜井生涯学習課長 議案第２２号について補足説明します。生涯学習センターについては平成２２年度から指定管理者を導入しています。１期を５年間とし、現在の指定期間は令和７年３月３１日をもって終了となります。このことから東久留米市公の施設の指定管理者の指

定の手続等に関する条例第2条の規定に基づき、指定管理者を公募し、東久留米市指定管理者選定委員会設置要綱に基づき設置した指定管理者選定委員会において指定管理者候補の選定を行いました。

令和7年4月1日からの指定管理者の指定に当たりましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があることから、本日議案としてご審議いただくものです。

議案の具体的な内容については資料をご覧ください。

指定管理者を指定する施設が東久留米市立生涯学習センターとなり、指定管理者候補者として事業体名は、JN 共同事業体、代表団体は、株式会社 JTB コミュニケーションデザイン、構成団体は、野村不動産パートナーズ株式会社であり、指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までです。

また、市議会において指定の議決を受けるに当たりましては、指定管理者の候補者と管理の基準や業務の範囲等、細部について確定させておく必要があるため、議会へ議案を提出する前に仮協定を締結する必要があるとあり、こちらについては本年10月10日に締結しましたことを報告します。また、選定における採点結果等及び候補者より提出された事業計画書について、本年10月11日に市ホームページにて公開しています。

○片柳教育長 説明が終わりました。

ご質問はありますか。——よろしいでしょうか。

よろしければ質疑を終わります。

これより議案第22号の討論に入ります。いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。では、討論省略と認めます。

以上で、議案第22号に係る討論を終わります。

これより採決に入ります。「議案第22号 東久留米市立生涯学習センター指定管理者の指定の依頼について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第22号は承認することに決しました。

◎教育長報告

○片柳教育長 日程第3、教育長報告に入ります。「①令和6年第3回市議会定例会について」の説明をお願いします。教育部長、お願いします。

○小堀教育部長 それでは「令和6年第3回市議会定例会について」ご報告します。

本件につきましては、前回の会議が、既に一般質問並びに請願が審査される総務文教委員会が終わったタイミングでありましたので、そこまでのご報告はさせていただきます。

本日は、その際ご用意できなかった総務文教委員会における審査経過が分かる報告書を送付させていただきました。なお、これら請願につきましては同委員会において、不採択すべきものと決したことを既にご報告していましたが、最終本会議においても同様の結果になっています。資料から読み取れない具体のやり取り等についてお聞きになりたいことがありましたら担当課長までお問合せいただければと思います。

以上、市議会報告とさせていただきます。

○片柳教育長 説明が終わりました。

質問はありますか。——よろしいでしょうか。

続きまして「②令和6年度前期（4月～9月）の教育長の休暇の取得について」の説明を

お願いします。教育総務課長、お願いします。

- 田中教育総務課長 令和6年度前期（4月～9月）の教育長の職務専念義務の免除の申請及び年次休暇等の取得についてご報告します。

資料としまして「東久留米市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「東久留米市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」を配付しています。

教育長の職務に専念する義務の免除は、条例に沿って教育委員会の承認を受ける必要があり、また、休暇については東久留米市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の適用を受ける一般職の職員の例によるところとされており、休暇簿により申請しています。

本年4月～9月を前期、10月～翌年3月を後期として2回に分けて教育委員会へ報告を行うことになります。

つきましては、前期分の休暇の申請をご報告します。休暇につきましては有給休暇が2日、夏季休暇が1日でありました。なお、職務専念義務免除の申請はありませんでした。

- 片柳教育長 説明が終わりました。

質問はありますか。——よろしいでしょうか。

続きまして「③「東久留米市第3次特別支援教育推進計画」（素案）」についての説明をお願いします。指導室長、お願いします。

- 小瀬指導室長 教育委員会では「東久留米市第3次特別支援教育推進計画」の策定に向けて、新たに委員会を設置し、その準備を進めてまいりました。このたび素案の策定に至りましたので、これまでの経緯と今後の予定についてご報告します。詳しくは統括指導主事から説明します。

- 森山統括指導主事 「東久留米市第3次特別支援教育推進計画（素案）」の9ページをご覧ください。

本市の特別支援教育の取組状況等を把握し、計画策定の基本資料とするため、令和6年7月1日から7月19日までの期間において Microsoft Forms によるアンケートを実施しました。

なお、対象については第2次同様、保護者に加えて、今回から当事者である児童・生徒も対象としました。

対象児童・生徒の85.5%、対象保護者の35.4%の方からご回答いただき、2回の委員会を経て作成したのが、ご覧いただいています素案となります。

30ページをご覧ください。本計画では「東久留米市第3次教育振興基本計画」の下、これまで取り組んできた特別支援教育のさらなる推進を図るという観点から、6つの推進プランを設定しました。施策や具体的な取組についても、その後の章に掲載しています。

今後の予定としては庁議において承認を得た後、パブリック・コメントの実施について、広報「ひがしくるめ」11月15日号及び市ホームページにて周知し、11月中旬から12月上旬までの20日間において市民の皆様からご意見を頂戴する予定です。

最終案につきましては、1月の教育委員会にてご報告させていただきます。

- 片柳教育長 説明が終わりました。ご質問はありますか。

- 植村教育委員 11ページの点線の枠の中についてです。前回いただいたものに「体育館を使える機会を増やしてほしい」というのがあったのですが、それがなくなりました。「体育館は大事」かなと思っていて、もう大丈夫ということなのかどうかだけを教えてください。

- 片柳教育長 ただいまのご質問についてどうでしょう。

- 小瀬指導室長 施設設備のことですので、学校の中での調整ということで、学校のほうにお伝えしています。できるだけ子どもたちの声として大事なことは残したいと思っていますが、調整がついたところは一部省略とさせていただきます。
- 植村教育委員 「体育館」は、とても大事なのでよろしくお願いします。
- 片柳教育長 植村委員のご意見も参考に、資料につきまして検討いただきたいと思います。ほかはどうでしょうか。
- 宮下教育委員 9ページのアンケートの回収状況についてですが、保護者のアンケートの回収率はみんな50%以下で、相当悪い状況ですね。
- 言いながら、13ページの保護者のアンケートに、これだけ少ない中においても「お子さんの特性を踏まえて支援が必要だと思ったから」とか、「教育内容・指導方法がお子さんに合っていると思ったから」ということが書いてありますが、回収率が低かった理由といますか、何かありますでしょうか。
- 小瀬指導室長 アンケートなのですが、これまでは紙で配って回収していました。そうすると子どもが提出しないときに「まだもらって来ていないの？」という声かけを教員がして回収するので、まだ出ていないときには直接何度も声をかけられるのですが、今回 Forms を使ってアンケートを取りました。そうすると非常に便利ではあるのですが、どこ誰が出しているか、出していないかということが非常に把握しづらく、学校からは何回も声をかけたのですが、やはり個別に声をかけるところまではできないので、こういった結果になってしまったかなと思います。
- 同じような現象は、各学校の学校評価の際に起きていまして、この Forms のアンケートは非常に便利なのですが、回収については今後検討していかなければいけない課題かなと考えています。
- 宮下教育委員 回収率が高くなるようにしなければ、アンケートの意味が薄れてしまいますね。お願いしたいと思います。
- 馬場教育委員 宮下委員がおっしゃるのと多分一緒になると思うのですが、回収率が低いということは、意見が一般的ではなく、偏ってしまうというおそれがきつとあると思うのです。
- この後にパブリック・コメントもいただくではないですか。それも同じように意識のある方、興味がある人に偏るとか、そういう形で平均ではないと思うのです。一方で、意見をいただくというのはすごいありがたいことなのですが、そういったことを酌んでとりまとめると思うのです。もちろん回収率は上がったほうが良いのですが、その中で今回みたいに、私たちの意見とかも反映していただきたいのです。
- 小瀬指導室長 パブリック・コメントは11月中旬から12月に行いますが、その後1月に策定委員会も計画しています。パブリック・コメントの回答も含めて、改めてまた教育委員の皆様にもご覧いただき、策定委員会の委員のほうでも検討して決定のほうへ持っていきたいと思っています。また、どうぞよろしくお願いします。
- 馬場教育委員 ありがとうございます。
- 片柳教育長 また、ご意見をいただける機会があるということで、改めて策定委員会後の（案）が示されるということでご覧いただきたいと思います。
- ほかよろしいでしょうか。
- 宮下教育委員 先ほどのことと関係しますが、保護者のアンケートが帯グラフでこういうふうに出ていますよね。「お子さんの特性を踏まえて支援が必要だと思ったから」が53%、57%ということ。でも保護者アンケートの回収率が全体で35.4%のうちの五十何パー

セントということですよ。果たして、本当に意味があるかどうかということです。統計的に処理した場合に物すごく低いわけで、数名の問題ですよ。それはこういうグラフにしてみると、大きい数字で見える化した場合には、こういうふうに何となく誤解をされてしまうので、全体の中の本当に一部ですよ。それで、このような解釈してしまって良いのかどうかという、もう少し慎重に裏を読み取ることも必要かなというような感じがするのですが、いかがでしょうか。

このような統計処理の盲点です。また、統計を取るほうにしては便利な手法なのです。でも大分怖い感じがしますが、いかがですか。

- 小瀬指導室長 宮下委員のおっしゃるように、やはり全体で見るとほんの少しの答えが非常に大きく見えてしまうというグラフ化の盲点かなと今お聞きしていて、すごく勉強になりました。

改めて、ここの示し方については、もう一度検討してお示ししたいと思います。もしくは回答率が悪かったというところもありますので、もう一度、保護者のほうに「今からでもご回答を」ということが可能であれば、そこでまた数字を少し増やせるかもしれないので、その辺も検討して、次のときにお見せできるようにしたいと思います。ありがとうございます。

- 馬場教育委員 同じことなのですけども、割合的に統計学で信頼、妥当性みたいので、パーセントがあると思うのです。そこら辺の信頼、妥当性というのかな、「リアイアビリティ」と言ったと思います。それをもう一回、多分それが指針とかで出ていると思うので、確認すると良いかなと思うのですけれども。

何パーセント以上の意見だったら、こういう棒グラフにとって信頼性が何パーセント高いという決まりが統計学で、たしかあったと思うので。

- 片柳教育長 統計的な処理について、特に信頼性については改めて調べてもらって、この資料が、資料として扱う妥当性があるかどうか判断した上で、またご報告するようにしたいと思います。

- 馬場教育委員 でも、内容的にはすごく良いものというか、これが今後の指針としてずっと使っていけるものだと思って、すごくよくできているなと思っていました。ありがとうございます。

- 片柳教育長 ほかいかがですか。

- 橋本教育委員 保護者アンケートのところに「令和3年」と「令和6年」の比較というか、多分変化を出すようにされていると思うので、保護者のアンケートとかを全て比較するのであれば土台を合わせるという方法もあるのかなと思ったので、併せて、ご検討いただけたら良いのかなと思いました。

- 片柳教育長 いずれにしてもアンケートの取扱いについては、もう一度、基の原資料に戻ってどのような扱いをするか、統計的な信頼性も含めてよく精査した上で、再度内容を改めてお示ししたいと思いますのでよろしくお願いします。

ほかにありますでしょうか。——よろしいでしょうか。

続きまして「④令和7年度使用特別支援学級用教科用図書について」の説明をお願いします。

- 小瀬指導室長 「令和7年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級用教科用図書について」8月までに各校が採択を希望する教科用図書を取りまとめました。その後、特別支援学級設置校長会にて審議を諮り、令和7年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級用教科用

図書として適切であると判断されました。

本日は配付しました資料を用いて報告させていただきます。この後、統括指導主事から詳細を説明します。

- 森山統括指導主事 まず「東久留米市立小中学校教用図書採択要綱」こちらA4、2枚ステープラーどめ、2枚目の裏をご覧ください。

第15条です。第1に「市立学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書については、市立学校の通常の学級で使用する教科用図書を使用する。」

第2に、「前項の規定にかかわらず、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という）を使用する必要があると教育長が認めた場合は、特別支援学級設置の校長会で審議し、適切と考える教科用図書を別に定める期限までに教育委員会へ報告する。」となっています。

そこで本日の教育委員会におきまして、令和7年度使用特別支援学級用教科用図書についてご報告させていただくものです。

各学校の「令和7年度使用特別支援学級用教科用図書一覧」をご覧ください。記載の教科用図書は、先ほどの要綱第15条にのっとり、特別支援学級設置校長会にて審議を諮り、適切であると判断されたものです。

審議の際に各学校長から説明のあった採択理由としては、児童・生徒の実態を考慮し、文字や文章の代わりとなるよう絵やイラストを中心に構成されているもの。計算の助けとなるようブロックなどの図が多用されているもの。内容が簡潔であるものを採択しています。

特に小学校では児童の興味・関心が高まるよう、身近な動植物や乗り物、実際の生活を想起させるものを採択しています。また、中学校では小学校とのつながりや、卒業後の生活を踏まえ、基礎・基本の定着に資するもの、社会や生活スキルの向上に役立つものを採択しています。

報告は以上です。

- 片柳教育長 説明が終わりました。

ご質問はありますか。——よろしいでしょうか。

続きまして「⑤図書館システム更新における臨時休館日の設定について」の説明をお願いします。図書館長お願いします。

- 島崎図書館長 それでは「図書館システム更新における臨時休館日の設定について」ご説明します。

お手元の資料「東久留米市立図書館（全館）の臨時休館について」をご覧ください。

令和6年から令和7年の年末年始にかけて図書館全館において利用している図書館システムと図書館ホームページのリニューアルに伴う作業を行うため、臨時休館と通常の年末年始の休館により、12月25日（水曜日）～1月5日（日曜日）の間、中央図書館、滝山図書館、ひばりが丘図書館、東部図書館の全館を休館します。

この間の臨時休館日12月25日、26日、28日、1月5日については、中央図書館及び滝山図書館の多目的室については、図書館システムの入替え作業に影響の無い範囲において午前9時～午後5時までの間、利用を可能とします。

なお、各館及び東久留米駅に設置している返却ポストについては、臨時休館にかかわらず例年の年末年始のスケジュールどおりの日程で運用します。また、図書館システムが完全に停止するため、図書館ホームページからの蔵書検索、資料の予約などを停止します。

更新後の図書館システムですが、機能や操作方法など大きな変更はなく、これまでどおりの操作方法で市民の皆様に使っていただけます。

また、これまで単独で運用していた図書館ホームページは12月26日から市公式ホームページの配下に移行され、市ホームページと一体での運用となります。休館後の通常開館の開始日ですが、1月6日（月）午前9時から全館を開館します。また、図書館システムも同じタイミングで本稼働し、市図書館ホームページも蔵書検索などの全ての機能を使用可能とします。利用者の皆様には、各図書館内の掲示、SNS、ホームページ、また、市広報において周知してまいります。

○片柳教育長 説明が終わりました。

ご質問ありますでしょうか。——よろしいですか。

◎教育委員報告

○片柳教育長 日程第4、教育委員報告に入ります。「①小学校の運動会について」、9月28日に私と植村委員で第九小学校の運動会を見学しました。植村委員から感想をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○植村教育委員 9月28日は雨天が予想される日でしたので、学校のほうでメニューを変更して、全ての表現活動を午前中、最初から持ってくるというやり方をしていました。なので、ちょうど全ての表現活動のところを1年生から6年生まで順番に見ることができました。ふだんの運動会ではいろいろな活動を混ぜ合いながらやるので、表現活動がどういうふうに1年から6年生まで変化があるのかというようなことが分かりにくいのですが、初めて1年生から6年生まで順番で表現活動をしていくというのを見させていただいて、とても感動がありました。

1年生のほうは、まだまだ練習が足りないかなというお子さんたちもたくさんいましたが、それはそれでこの時間のない中で、丁寧に全員がそろうまでということを考える必要は全くないと思っていましたので、可愛らしく見させていただきましたが、学年が上がるにつれて、自分たちがどうするかという、子どもに任せる場面、児童に任せるところがたくさん出てきて、特に6年生になりますと児童が自分たちで考えたということで、とてもはつらつとやる場面がありました。クラス全体だったり、クラスごとに違ったりというところをうまく先生が誘導なさったのではないかなと感じました。自分たちでつくるというところに力点を置いてやるという想いの実現のためには、ああいう運動会の表現活動の場というのは非常に良い場面になっているのではないかなというのが私の感想です。

○片柳教育長 ありがとうございます。

ただいまのご報告に各委員からご質問等がありますか。——よろしいでしょうか。

続きまして、教育委員報告「②東京都市町村教育委員会連合会令和6年度第1回研修会について」、10月8日に開催されました。当日のレジュメにつきましてはお手元の配付資料のとおりです。当日参加したのは、宮下委員、植村委員と私でした、

宮下委員、植村委員からのご報告、ご感想をお願いします。

○宮下教育委員 今植村委員は発言したばかりですから、喉が渇いていると思いますので。

今、教育長からお話がありましたように、教育長と植村委員と、それから今この席にいらっしゃるいませんが、高島主任も一緒に同席していました。それに私の4名で、最近の講演の中においては、何というか、私の生き方を反省させられるようなすばらしい講演でした。

といいますのは、何かといいますと、その日の講師の方は、東京未来大学副学長、また教

授でありまして、犯罪心理学者の出口保行先生です。

出口保行先生は、法務省の心理職として少年鑑別所、刑務所、拘置所に勤務し、1万人以上の非行少年、犯罪者の心理分析に従事されてこられました。

ご講演の主題は、そのペーパーの一番トップに大きく書いていますが、「「言葉の力」かける言葉で子どもは変わる。一攻める防犯という考え方」理論を打ち出された先生です。

初めに、教師の現状について簡単にお話をされていました。教師は法の裁量権の中にいつも悩んでいる現状がある。それから、教師は労働疲労の状況の中にあるのではないだろうか。まずは頭脳疲労、肉体疲労、感情疲労、心や気持ちが疲れているのではないか。特に守秘義務の嵐にさらされているのではないだろうかというお話がありました。

そして新潟県の小学校2年生が下校時に殺害され、線路上に遺体遺棄された事件にも触れながら「攻める防犯」という考え方、先生の持論である防犯理論についてお話をされ、お話の内容は「犯罪者化させない防犯」という側面と「犯罪者を作らない防犯」という二つの側面について具体的にご教授いただきました。

パート1、そこに質問が九つありますが、この中で正しいと思えば「○」、間違っていると思えば「×」をつけなさいという形ですが、皆さんはこの中でどのぐらい「○」、どのぐらい「×」がつくでしょうか。

例えば、「世の中でもっとも検挙人数の多い犯罪は、どろぼうである」「どろぼうの中で最も多い手口は、空き巣である」「少年非行は、近年増加している」「少年による凶悪犯罪、とりわけ殺人は近年増加している」「少年非行の中で最も多いのは、中学生である」「年少者を狙った性犯罪は、午後5時台が最も起こりやすい」「年少年を狙った性犯罪は、公園で最も起こりやすい」、「年少年を狙った性犯罪の対象に最もなりやすいのは、5歳未満の幼児である」「不同意（強制）性交に比べて不同意（強制）わいせつの方が、顔見知りによる犯行が多い」。

このような質問がありまして、皆さんは「○」か「×」かということをフラッシュカード的なもので、そこで表示するようなそんな講演でした。私はこの中で幾つか「○」をつけてしまったものがあるのですが、これ全部「×」なのですね。全部「×」だと。

ちなみに、先生のお話の中においては、問1については「交通事故が一番多い。その次は車上狙いが一番多い。それから少年非行は近年増加してなくて減少している。それは少子化だからだ。物理的な現象だ」ということをお話しされました。

それから、問4の凶悪犯罪につきましては横ばいであるということ。

問5の少年非行の中で最も多いのは——私ちょっとその答えをあまりよく記憶していないのですが。やはり横ばいでした。

○植村教育委員 高校生です。

○宮下教育委員 高校生であるということですね。

問6、年少者を狙った性犯罪、これは「午後5時でなく午後3時だ」ということを言っていました。

問7「年少者を狙った性犯罪は、公園で最も起こりやすい」は、「公園ではなくて路上である」ということを言っていました。

問8「年少者を狙った性犯罪の対象に最もなりやすいのは、5歳未満の幼児」であるということに対して、「5歳未満の幼児ではなくして7歳である」ということです。

そのようなことのお話をされました。

この中で問6、7、8、性犯罪についてですが、「午後3時、路上、7歳」という現状分

析、そのような認識を私たちがせざるを得ないお話がありました。このことというのは、どういうことかといいますと、新潟の事件もそうなのですが、東久留米において「午後3時、路上、7歳」といったら、大体1年生、2年生が下校の時刻ではないだろうかという結果になります。そうすると、その頃が一番性犯罪に巻き込まれる可能性が強いというのならば、東久留米の中で変えるべきものはすぐ変える必要性があるのではないだろうか。

例えば、夕刻に鳴り響く市内のチャイムがありますね。あれはよしとしながら、もう一つ、「子どもたちの下校時刻になりました。安全確認にご協力ください」というような市内に向けてのアナウンスがあったら、これは抑止力にもなるのではないのだろうかということ、そのとき瞬時に私は感じ取ったところです。そしてそれらについてはこの研修会の帰りの車の中で、皆さんでちょっと話し合ったところです。

出口先生は、「犯罪者というのは防犯をリスクとコストの両面で考えている」ということを強調されました。どういうことかといいますと、「リスクとは犯罪を実行した際の捕まる可能性であり、コストは捕まる捕まらないに関わらず罪を犯すことによって失うもの、犠牲になるものである。その大きさのことをコストという」というお話がありました。

「犯罪化させない防止には、まちの美化や挨拶運動がとても大切である。多くの人が挨拶されるような場所は、リスクが高くなるから犯罪が発生することはないだろう」ということを語られていました。

次に「犯罪者を作らない防犯」についてということがパート2の課題でしたが、「人間には短所があるが、その短所をポジティブに言い換えてあげることが大切である」ということを強調されました。具体的な短所を長所化する言葉や表現によって、行動、性格は変わってくるのではないだろうかということです。なかなか難しいことではありますが、私たちはそういうふうにすることによって、短所を長所として伸ばしていけば問題どころか、良い行動につながるのではないだろうか強く感じたところです。

「言葉には人を変える力がある」、これが冒頭の主たるテーマでした。「本来最大のコストになるのは家族である。犯罪の動機があっても、家族の顔が思い浮かんで悲しませらるうと思えば、実行を踏みとどまるはずである」と強調されました。「親が変われば子どもが変わる」ということがよく言われています。私たちも、思い込みかもしれませんが、子どもの成長も子育て自身も理屈どおりにはいかないものです。私もすごくそれを痛感しているところです。

完璧な親も教師もいないと思います。修正しながら前進していくことが、これからのリスクリングではないかなということを私自身強く感じたところです。

私自身の今まで歩んできた道を一つ一つ反省させられるような良いお話でした。残された人生、修正しながら生きていこうと思っています。

あとは植村委員や教育長が、また別の観点でお話しされると思いますが、お願いします。

○片柳教育長 植村委員、ご感想などありますか。

○植村教育委員 宮下委員のお話でもう一度、あの日に立ち返って本当に良いお話だったなと思いました。宮下委員の感想も本当にありがとうございました。

私の印象も宮下委員のお話の中に含まれては当然いるのですけれども、犯罪を未然に防ぐということで、挨拶が大事だということについて結構きちんと時間をかけて話していただきましたが、その辺りについては私たちができることかなと思って聞いていました。

あと、「リフレーミング」と言って、短所を長所に変えてみようということで、先生方や保護者の皆さんも、それからマスコミなんかも結構リフレーミングの時間をとって、ゲーム

にしている番組を作ったりしていたことも何年か前にありましたけれども、そういったことは保護者も含めて本当に短所を長所に、リフレーミングが大事なことだなということで宮下委員のお話に追加させていただきます。

あともう一つ、たくさんいろいろな難しい言葉を使っていらっしゃいましたけれども、「確証バイアス」というお話もありました。今いろいろなバイアスが、ジェンダーのバイアスとか、スマホなんかも自分たちに都合の良い話だけが入ってきてしまうということを含めていろいろなバイアスがあるのですけれども、そういうバイアス、アンコンシャス・バイアスなんていうのも最近コマーシャルでもやったりするようになりましたが、その辺りについても保護者と一緒に考えていかなければいけないものがたくさん身の回りにあふれているなというのも感想として思いました。

宮下委員のご感想ありがとうございました。とても良い研修ができました。ありがとうございました。

- 片柳教育長 私からも一言。「防犯というのは、実際の効果、結果が非常に目に見えにくい。当然防ぐわけですから、事が起こらないのが最も良い。ところが効果、結果が見えなくてもそれは非常に意味のあることなんだ」ということもおっしゃっていました。これに関しては、先ほどご紹介のあった九つの問いなのですから、9番目も「×」なのですね。すなわち、こうした犯罪を犯す方たちの犯罪は、「通勤犯罪」と言うのだそうです。つまり、顔見知りのいるところ、他人の目の多いところではないということなのですね。ですので、全く縁のないところ、顔見知りのいないところでやるわけですから、先ほど宮下委員からご報告のあったとおり、その地域の防犯意識が高いとか、声をかけてくれる人が大勢いるといったようなことが、こうした犯罪者にとっては非常に大きな抑止になるというお話でした。防犯行動は決して意味のないことではなくて、非常に意味のあることだという視点、ことに防犯の在り方を考えていくとこれまでの「防ぐ」ではなくて「攻める」というのが、そこに非常に大きなエッセンスがあったのだらうなと思いました。そんなことでタベのチャイムも一工夫が必要だというようなご提案もあったのかなと私は受け止めています。

以上ですが、よろしいでしょうか。

ほかの委員から、もしご質問があれば。

- 宮下教育委員 私は3日間連休がありましたので、紹介された本「子ども呪う言葉・救う言葉」を買ってまいりました。なかなか手に入らなかったです。書店を幾つか見て、3日間、読破させていただき、やはり修正しなければいけないかなということをいみじくも痛感したところです。以上です。
- 片柳教育長 子育てについてはこんなことを申しておられました。「うそをついてけない」と言って子どもたちにしつけをする。これについては「刑務所化」という言葉を使っていらっしゃいました。どうしてもそれに捕らわれてしまって、自主性が育たないと。「うそをついてはいけない」ではなくて、「うそでした」という勇気を持たせるようにしようというお話もありました。
- 私もこれまでの子育てを振り返って、30年前に聞いていたらなというような話を帰りの車の中でしてきたところです。
- 宮下教育委員 子どもにかける言葉というのは物すごく重要だなと。このお話を聞きながら「言葉によって人の気持ちが変わっていく、言葉にはそのような力があるんだよ」ということを強く感じながら、よく言われる言葉の中に、「たった一言が人の心を傷つける。たった一言が人の心を温める」という有名な句がありますね。どなたが書いたかどう

か私はよく分かりませんが、京都のある寺院に行きましたら、「どうぞ1枚ずつ自由にお持ちください」というものが置いてありまして、1枚いただいたことがあります。どこかの校長室の中に飾ってあったところがありますが、やはり「一言の言葉」というのは大切なのではないかと、今のお話を聞きながら、さらに強くしたところです。

○片柳教育長 植村委員、宮下委員におかれましては、当日のご参加どうもありがとうございました。

議題は以上ですが、全体を通して委員の皆様からご報告などがありますでしょうか。

○馬場教育委員 行けなかったのですが、宮下委員と植村委員たちが行かれた研修に行きかけたなと改めて思いました。「うそでした」と言える状況をつくってあげるのはすごい大事だと思って、短所を長所として捉えて、そこを長所にしてあげると自己肯定感がすごく高まるというのは分かっているけど、親はそういうことはすごく難しくできなくて、あとみんなと仲よくとか、子どもを操作してしまっている部分がすごくあるのだなというのを本当に改めて感じて、自戒の念を込めて、残りちょっとの子育て期間に生かしたいと思います。ありがとうございました。

あと、先日10月2日に校長会があり、その後の教育委員協議会で、校長先生たちは、お忙しい中で、教育委員の私たちとの懇談会が行われました。これからの学校の未来というか、これからの学校とそしてその校長先生たちが特に力を入れているような取組をご紹介いただきました。もちろん行けるときはいろいろな学校行って、様子を見て、「ああ、うわさどおりにここは本当に温かい学校だな」とか、「子ども達のやる気があふれているな」とか、「先生同士が本当に連絡を取って仲よくやっているな」というのが、校長先生たちの話でよく分かりました。

そして、学校だよりとかに丁寧に報告してくださっている先生たちは、そういうところでも本当に丁寧だったり熱意があったりして、東久留米の小学校の先生たちは頑張ってくださっているのだなという思いを新たにできたことがよかったと思います。一方、そういうところにおいてもギアが入らなくて、用意した資料も元々あるものをコピーしたような人もいらっしゃいました。そこで私もお願いしたのですけれども、校長先生たちの影響力はすごく良い意味でも、良くない意味でもあるので、先生たちが、東久留米の子どもたちに対して思っている、良い思いや、この子たちのためにと思っていることをギアをもっと上げて、子どもたちにも先生たちにも、もっともっと、伝えていって頂きたいと思いました。今でも努力いただいて頑張ってくださっているのでも、申し上げるのは申し訳ないと思ったのですけれども、それでも、子どもたち一人一人にはとても大切な先生の笑顔だったり、さっきの言葉かけだったり、優しい眼差しだったりというのがすごく影響していて、校長先生が「今日、話しかけてくれたよ」とか「一緒に教室に来てくれたんだよ」ということを子どもたちはとっても喜ぶので、そういうふうに、先生たちが東久留米の子どもたちのために、自分たちがどれだけ良い意味で影響力があるかを知って、さらに頑張ってくださいということを発言させて頂きました。

こういう場を事務局の方たちがつくってくださって、宮下委員が議題を上げてくださってすごく良い時間だったと思います。それ以外にも学校でいろいろやることのある中で、もう一つ私たちがこういうふうに負荷をかけてしまうのは何か申し訳ないなと思ったのですが、それぞれの学校で、それぞれの特色を生かして一生懸命やっていることが本当に分かったので、とても良い会でした。なので、事務局の方にもお礼を申したいと思います。ありがとうございました。

○片柳教育長　また、次回１１月に、今度中学校がありますので、各教育委員の皆さんには忌憚のないご意見等いただきたいと思います。その節はよろしくお願いします。

ほかはよろしいでしょうか。

事務局から何か報告はありますか。——よろしいでしょうか。

◎閉会の宣告

○片柳教育長　では、以上をもちまして、令和６年第１０回教育委員会定例会を閉会します。

（閉会　午前１０時２６分）

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和6年12月25日

教 育 長 片 柳 博 文 (自 書)

署名委員 宮 下 英 雄 (自 書)